

山梨県公報

第二千六百八十八号

平成二十九年

四月十三日

木曜日

目次

○保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………	二八五
○県営土地改良事業計画の決定……………	二八五
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	二八六
○手数料の収納事務の委託……………	二八六
公 告	
○基本測量の終了……………	二八六
○開発行為に関する工事の完了について(二件)……………	二八六
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	二八六
人事委員会	
○第八十九回(平成二十九年年度)山梨県警察官A採用試験の第一次試験……………	二八七
○試験会場の決定について……………	二八七

告 示

山梨県告示第四百一十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 富士吉田市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第四百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡南部町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 南部町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第四百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農村地域防災減災事業沢村堤・三ツ沢地区)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。平成二十九年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し

- 縦覧期間 平成二十九年四月二十四日から同年五月二十四日まで
- 縦覧場所 韮崎市役所
- 審査請求期間 平成二十九年五月二十五日から同年六月八日まで

山梨県告示第四百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 指定の年月日 平成二十九年四月四日
- 指定道路の位置 上野原市上野原字六貫目三千七百九十一番四
- 指定道路の幅員 四・〇メートル
- 指定道路の延長 三十一・三二メートル

山梨県告示第四百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成二十九年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 委託の相手方 南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通安全協会
- 委託に係る手数料 パーキング・チケット発給手数料
- 委託の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

公 告

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 測量の種類 基本測量（機動観測）

- 測量の地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村
- 測量の期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市八代町増利字五反田三百七十一の一の区域
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市住吉四丁目十九番二十九号 株式会社土橋製作所 代表取締役 土橋悦子

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市一宮町中尾字前田八百三十四の一の区域
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市八代町南五百六十一番地 笛吹農業協同組合 代表理事組合長 小池一夫

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十九年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 甲州市塩山上塩後字稲荷林七百二十九の一、七百二十九の二、七百二十九の三、七百二十九の四及び七百二十九の五並びに字千手院前七百三十一の一、七百三十一の二、七百三十一の三、七百三十一の四、七百三十一の五、七百三十一の六、七百三十一の七、七百三十一の八、七百三十一の九、七百三十一の十、七百三十一の十一、七百三十一の十二、七百三十一の十三、七百三十一の十四、七百三十一の十五、七百三十一の十六、七百三十一の十七、七百三十一

の十八、七百三十一の十九、七百三十四の一、七百三十四の四、七百三十四の五、七百三十四の六、七百三十四の七、七百三十四の九、七百三十四の十、七百三十四の十一、七百三十四の十二、七百三十四の十三、七百三十四の十四、七百三十四の十五、七百三十四の十六、七百三十四の十七及び七百七十四の四の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 広場	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を峽東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲州市塩山上於曾千百七十七番地の一 朝日商事有限会社 代表取締役 村田松雄

人事委員会

● 第八十九回（平成二十九年年度）山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場の決定について
 第八十九回（平成二十九年年度）山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場を次のとおりとする。

平成二十九年四月十三日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

区分	試験日	試験会場
第一次試験	平成二十九年五月十四日（日） （教養試験・論文試験） （受付時間）午前八時三十分から午前八時五十分まで （受付場所）五十周年記念館・クリスタルタワー ―南側	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目 四一五）

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番